法人税法施行令第百十三条第五項第三号ロ	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第二号に掲げる欠損金額等
同項第二号に掲げる欠損金額	支配関係後欠損金額等
法人税法施行令第百十三条第六項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の
前項の	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項各号
前項各号	同条第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等
同条第四項各号に掲げる欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第一項に規定する欠損金額等
法人税法施行令第百十三条の二第九項	帳簿価額控除後欠損金額等
同項に規定する欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項、
欠損金額等	欠損金額等に
法人税法施行令第百十三条の二第二十一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項
法第二十七条の二第二項、	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項、
欠損金額に	欠損金額等に
法人税法施行令第百十三条の二第二十一項第一号	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項
法第五十七条第二項	未処理欠損金額
未処理欠損金額	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の
法第五十七条の二第二項の	欠損金額等
欠損金額又は連結欠損金個別帰属額	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項
前条第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項に規定する欠損金額等
法人税法施行令第百十三条の二第二十一項第二号	制限対象欠損金額
法第五十七条第四項に規定する欠損金額	制限対象欠損金額等
制限対象欠損金額	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額等
法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第四項
前条第四項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第三項
法人税法施行令第百十三条の二第二十一項第三号	欠損金額等
法第五十七条の二第三項	未処理欠損金額等
未処理欠損金額	欠損金額等
欠損金額又は連結欠損金個別帰属額	

前条第一項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項
法人税法施行令第百十三条の二第二十一項第四号	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第五項
法第五十七条の二第五項	欠損等法人又は欠損等連結法人
欠損金額等法人又は欠損等連結法人	未処理欠損金額等
未処理欠損金額	欠損金額等
欠損金額又は連結欠損金個別帰属額	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項
前条第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項
法人税法施行令第百十六条第二項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項
法第五十八条第一項	（同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項
法人税法施行令第百十六条第二項の二第一項	同条第三項又は第四項
（同条第二項	基因して同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項
法第五十八条第二項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第百十二条第二項（
同条第三項又は第四項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第百十二条第二項中
基因して同条第二項	法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等
第百十二条第二項（	「法第五十八条第二項に規定する未処理災害損失欠損金額
第百十二条第二項中	未処理欠損金額
法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等	法第五十七条第一項
「未処理災害損失欠損金額	欠損金額（同条第二項又は第六項
未処理欠損金額	生じた欠損金額
法第五十七条第一項	同条第二項の規定
欠損金額（同条第二項又は第六項	同条第一項
生じた欠損金額	欠損金額に
同条第二項の規定	
同条第一項	
欠損金額に	
法人税法施行令第百十六条の二第三項	
法第五十七条第一項	
個別欠損金額（同条第二項又は第六項	
生じた個別欠損金額	
同条第二項の規定	
同条第一項	
欠損金額に	
地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第五項	
同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項	
地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項	
同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項の規定	
同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項	
欠損金額又は個別欠損金額に	